

### 徳島県規則第十三号

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項において準用する徳島県行政手続条例第十五条第四項の規則で定める方法については、徳島県行政手続条例施行規則（平成七年徳島県規則第七十三号）第二条の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。